

総合事業におけるサービスの類型 (他市事例)

①訪問型サービス

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス			
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	<p>○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース</p> <p>○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 <p>※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。</p>	<p>○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース <p>※3～6ヶ月の短期間で行う</p>	訪問型サービスBに準じる
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	
〇〇市	軽度生活援助事業(地域包括支援センター)	<ul style="list-style-type: none"> ・配食サービス(ほほえみ弁当)(社協) ・ダイニングサポート(配食サービス)事業 		<ul style="list-style-type: none"> ●二次予防事業 訪問型介護予防事業 栄養改善事業 	買い物支援事業(社協)
〇〇市	生活管理指導員派遣事業(地域包括支援センター)	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活自立支援事業(社協) ・友愛訪問事業(社協) ・シルバー人材センター 		<ul style="list-style-type: none"> ●二次予防事業 ・栄養訪問 ・個別訪問 うつ予防 	外出支援サービス事業(社協)

①訪問型サービス

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス			
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
〇〇市		・給食サービス(社協) ・まごころ給食(社協)			通院サポートサービス (社協)
〇〇市		友愛訪問活動事業			高齢者等交通確保事業
〇〇市		理髪サービス事業			
〇〇市		軽度生活援助事業			
〇〇市		生きがい対応型デイサービス			
〇〇市		配食サービス(社協)			
〇〇市					

②通所型サービス

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

基準	現行の通所介護相当	多様なサービス		
サービス種別	① 通所介護	② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 通所型サービスB (住民主体による支援)	④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション 等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 ＋ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)
〇〇市		・脳力活性(生涯学習課)	・なかよしクラブ (NPO 自主運営)	●二次予防事業 ・複合型はつらつ教室(委託) ・通所型介護予防事業 運動教室等(委託) ・虚弱高齢者介護予防教室 認知症予防(委託)
〇〇市		・シニアの集い(市)	・老人クラブ連合会活動 (老人クラブ連合)	●一次予防事業 ・元気高齢者介護予防教室【継続事業】(委託) ・元気教室(健康教室)(委託) ・地域支えあいあい事業(委託) ・認知症サポーター養成講座

②通所型サービス

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

基準	現行の通所介護相当	多様なサービス		
サービス種別	① 通所介護	② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 通所型サービスB (住民主体による支援)	④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)
〇〇市		ミニデイサービス(お風呂利用) (福祉生活課)		
〇〇市		・男性の料理教室(社協) ・熟年料理教室(保険センター)		●二次予防事業 ・きらり元気アップ教室 ・通所型介護予防事業 からだ元気アップ教室 ・脳のいきいき教室
〇〇市		ミニデイサービス(お風呂開放) (社協)		●一次予防事業 ・転倒予防教室 ・卒業者教室 ・認知症サポーター養成講座
〇〇市		ふれあいいいききサロン (社協)		●一次予防事業 ・すまいる体操教室 ・高齢者見守り事業
〇〇市		入浴施設開放(各施設)		●二次予防事業 ・元気はつらつ教室(複合型) ・運動教室 ・いいことセミナー